

資料

## 図表

### 第1章 あらゆる分野への参画の促進

#### (1) 働く場における男女平等参画の促進

##### ① 均等な雇用機会の確保

図表 1 所定内給与額男女間格差の推移（都）…………… 100

図表 2 職場の全管理職に占める女性管理職の割合（都）…………… 100

##### ② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備

図表 3 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移…………… 101

図表 4 パートタイマーという働き方を選んだ理由…………… 101

図表 5 一般労働者・パートタイム労働者の一時間あたり所定内給与額の推移（都）…………… 101

図表 6 フルタイム労働者に占める週 60 時間以上働く人の割合…………… 102

##### ③ 起業家・自営業者への支援

図表 7 性別にみた新規開業の動機…………… 102

図表 8 起業家の性別の推移…………… 102

##### ④ 女性のチャレンジ支援

図表 9 出産 1 年前と現在の母の就業状況（都）…………… 102

図表 10 育児のために転職した女性の離職期間…………… 103

図表 11 再就職女性の採用状況…………… 103

#### (2) 社会・地域活動への参画促進

図表 12 地方議員、首長等に占める女性の割合（都）…………… 103

図表 13 性・年齢階級別の PTA 活動参加状況…………… 103

#### (3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

##### ① 「仕事と生活の調和」（ワーク・ライフ・バランス）の実現

図表 14 仕事と家庭・育児の優先度の希望と現実…………… 104

図表 15 東京における就業形態別年間所定外労働時間の推移…………… 104

図表 16 人材育成策・両立支援策と企業業績の関係…………… 104

##### ② 子育てに対する支援

図表 17 育児休業取得率（都）…………… 105

図表 18 男性の育児休業取得の希望（都）…………… 105

図表 19 結婚年次別出産前後の女性の就業状況の変化…………… 105

##### ③ 介護・高齢者に対する支援

図表 20 世帯数の推移…………… 105

図表 21 ライフステージ別に見た回答者自身の「短時間正社員」に対する希望…………… 106

## 第2章 人権が尊重される社会の形成

### (1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

#### ① 配偶者等からの暴力の防止

図表 22 ウィメンズプラザと女性相談センターの配偶者暴力に係る相談件数の推移 … 106

図表 23 配偶者暴力による一時保護所利用者数の推移 … 106

#### ② 性暴力・ストーカー等の防止

図表 24 性犯罪（強姦・強制わいせつ）の認知件数（都） … 107

図表 25 ストーカー行為等による相談件数（都） … 107

#### ③ セクシュアル・ハラスメントの防止

図表 26 セクハラ労働相談件数の推移（都） … 107

### (2) 生涯を通じた男女の健康支援

図表 27 乳がん検診受診率の推移（都・全国） … 107

図表 28 子宮がん検診受診率の推移（都・全国） … 107

図表 29 HIV感染者及びAIDS患者の発生動向（都） … 108

図表 30 HIV感染者の年齢別割合（都） … 108

図表 31 性・年齢階級別自殺死亡数（都） … 108

図表 32 メンタルヘルス労働相談の推移（都） … 108

図表 33 心の病の増減傾向 時系列変化 … 109

図表 34 心の病の最も多い年齢層 時系列変化 … 109

### (3) 男女平等参画とメディア

図表 35 性・年齢階級別にみた情報関連機器の利用率（全国） … 109

## 第3章 男女平等参画を推進する社会づくり

### (1) 教育・学習の充実

図表 36 高等学校卒業後の就職者の職業分類（都） … 110

### (2) 普及・広報の充実

#### ① 情報・交流の推進

図表 37 男女平等参画を推進するための情報提供（都） … 110

#### ② 社会制度・慣行の見直し

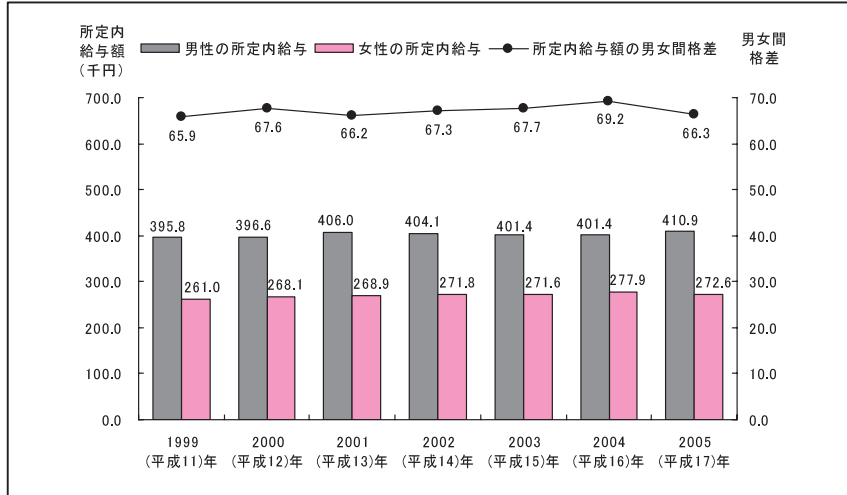
図表 38 各分野の男女の地位の平等感（全国） … 110

# 第1章 あらゆる分野への参画の促進

## (1) 働く場における男女平等参画の促進

### ① 均等な雇用機会の確保

図表1 所定内給与額男女間格差の推移（都）



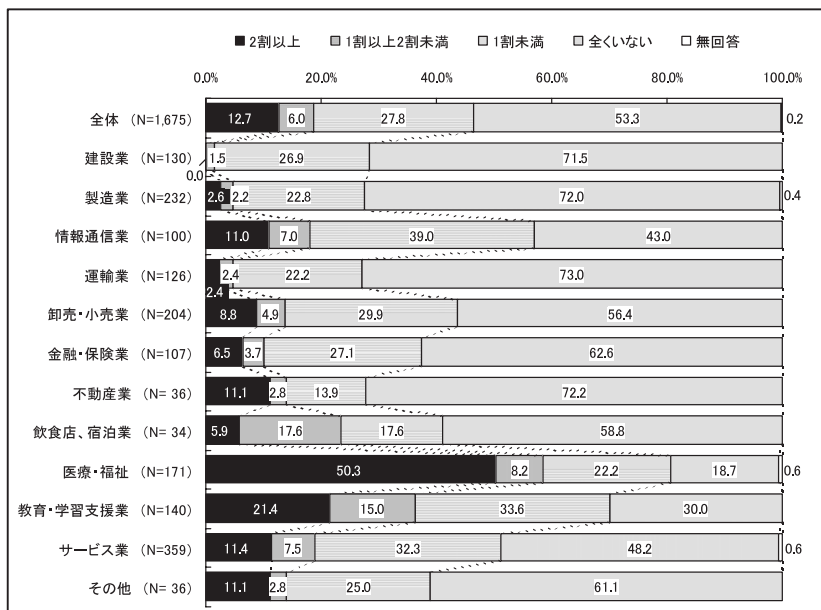
注1: 男女間格差は男性を100とした場合の女性の値

注2: 所定内給与額・・・月間きまって支給する現金給与のうち、超過労働給与額以外のものをいう。  
超過労働給与額は、次の給与の額をいう。

- イ 時間外勤務給与・・・所定労働日における所定労働時間外労働に対して支給される給与
- ロ 深夜勤務給与・・・深夜の勤務に対して支給される給与
- ハ 休日出勤給与・・・所定休日の勤務に対して支給される給与
- ニ 宿日直給与・・・本来の職務外としての宿日直勤務に対して支給される給与
- ホ 臨時の交代勤務給与・・・臨時に交替制勤務の早番あるいは後番に対して支給される交替手当など、労働時間の位置により支給される給与

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

図表2 職場の全管理職に占める女性管理職の割合（都）



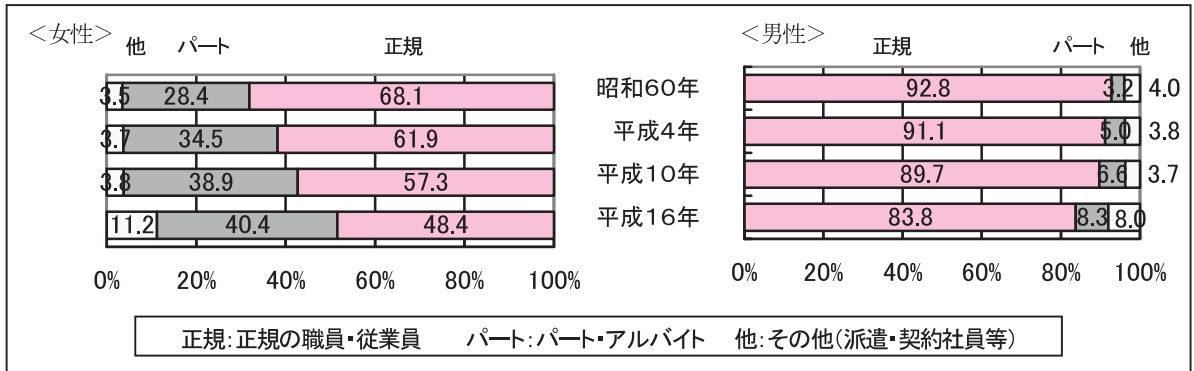
注1: 「管理職」とは課長相当職以上

注2: 対象は、都内全域(島しょを除く)の従業員規模30人以上の事業所に勤務する従業員

資料: 東京都産業労働局「平成16年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

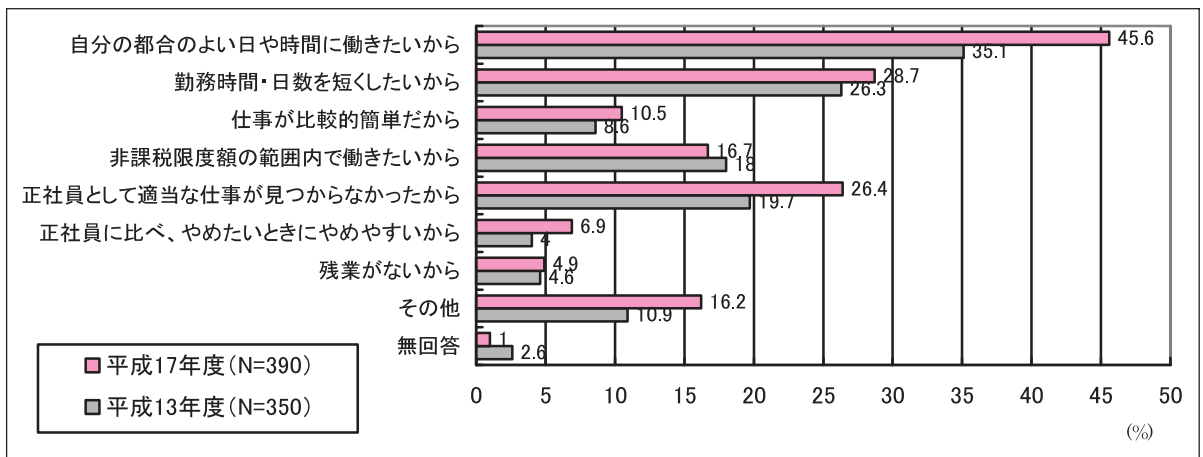
② 多様な働き方を推進するための雇用環境整備

図表3 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合の推移



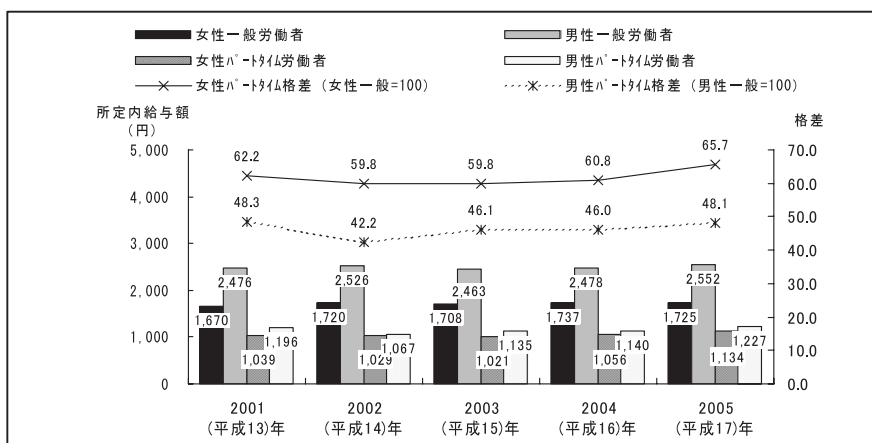
資料: 総務省統計局「就業構造基本調査」

図表4 パートタイマーという働き方を選んだ理由



資料: 東京都産業労働局「パートタイマーに関する実態調査」(平成18年3月)

図表5 一般労働者・パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移(都)



注1: 一般労働者とは、パートタイム労働者以外の労働者をいう。

注2: 一般労働者の1時間当たり所定内給与とは、それぞれ該当する一般労働者の所定内実労働時間数から次式により試算した。

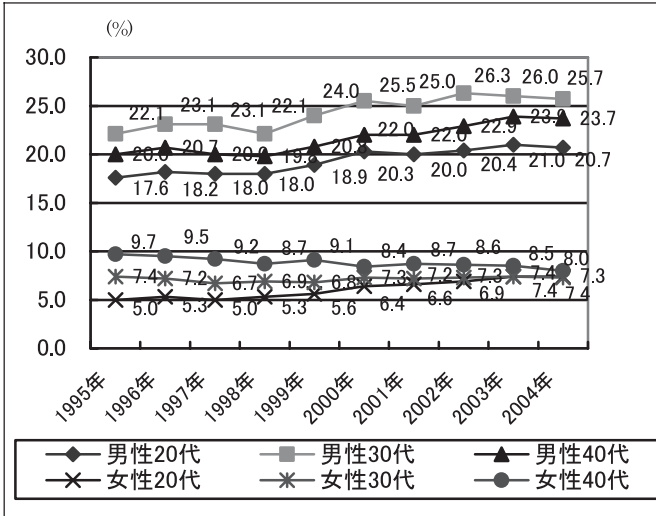
「一般労働者の1時間当たり所定内給与額 = 所定内給与額 ÷ 所定内実労働時間数」

注3: パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額については、統計表上の数字を用いた。

資料: 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

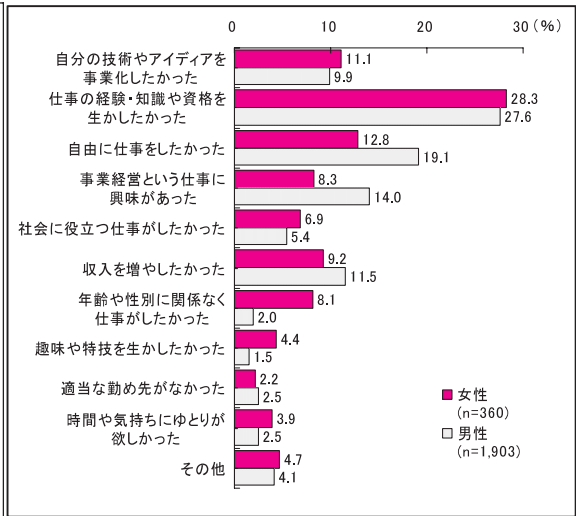
### ③ 起業家・自営業者への支援

図表6 フルタイム労働者に占める週60時間以上働く人の割合



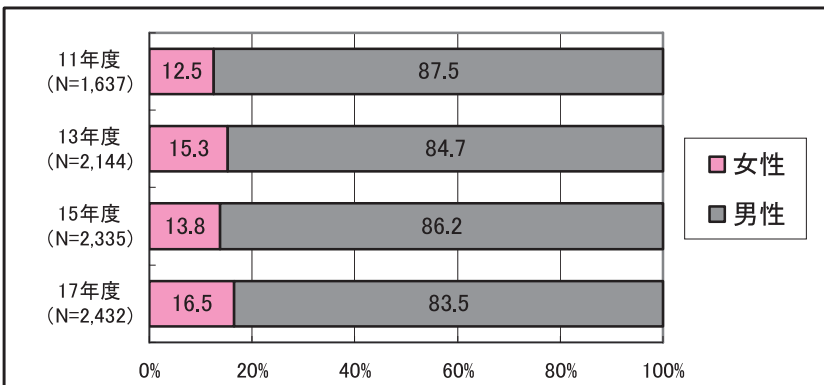
資料:内閣府「国民生活白書」(平成17年度版)

図表7 性別にみた新規開業の動機



資料:国民生活金融公庫総合研究所「新規開業白書」2006(平成18)年

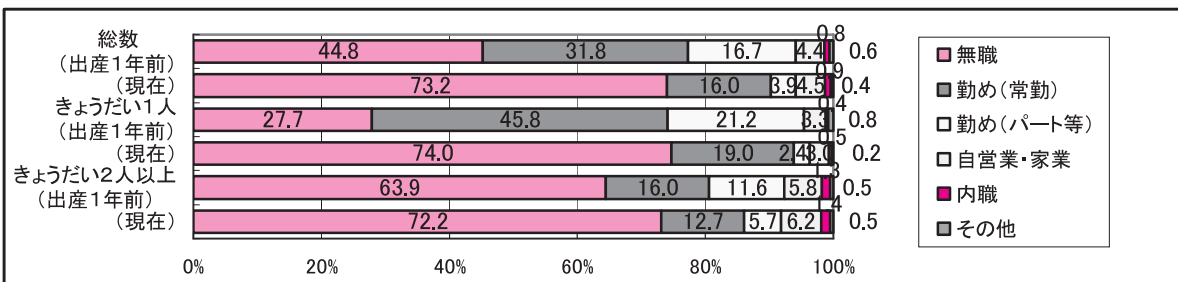
図表8 起業家の性別の推移



注:調査は国民生活金融公庫が2004(平成16)年4月から同年9月にかけて融資した企業のうち、融資時点で開業後1年以内の企業(開業前の企業を含む)8,836社を対象  
資料:国民生活金融公庫「新規開業実態調査」2005(平成17)年

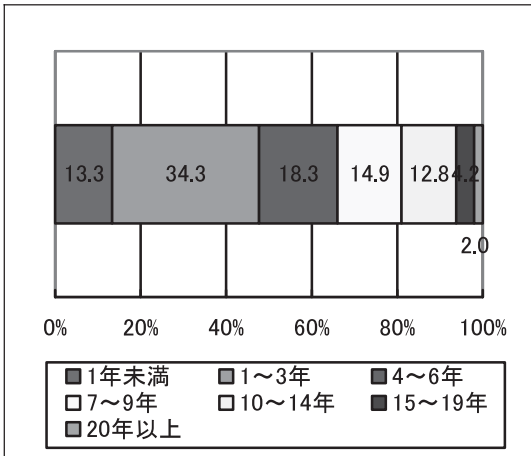
### ④ 女性のチャレンジ支援

図表9 出産1年前と現在の母の就業状況(都)



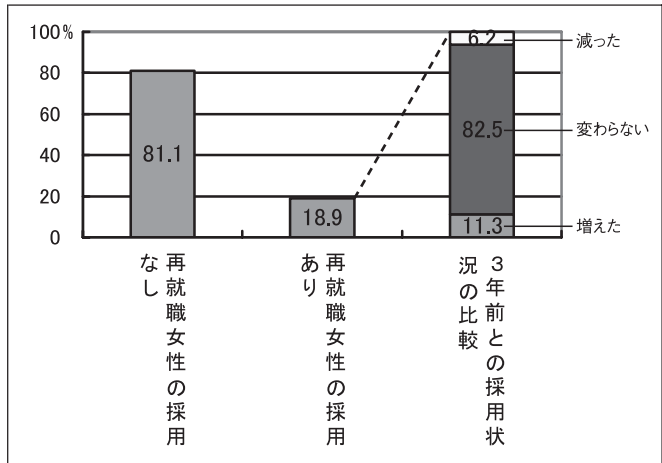
資料:東京都産業労働局「平成14年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」  
(第1回21世紀出生児縦断調査【東京都分集計結果】より)

図表 10 育児のために転職した女性の離職期間



資料:内閣府「平成18年版 男女共同参画白書」  
(総務省「就業構造基本調査」(平成14年)より)

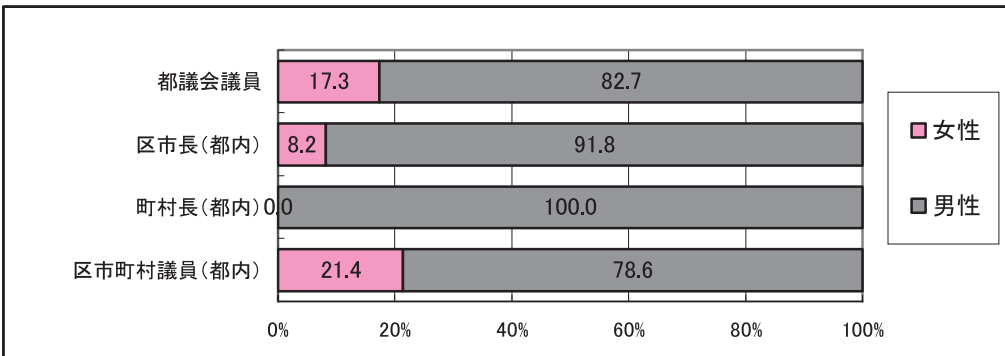
図表 11 再就職女性の採用状況



注:中途採用者を採用した企業を対象としている。  
資料:内閣府「平成18年版 男女共同参画白書」  
(厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成12年度)より)

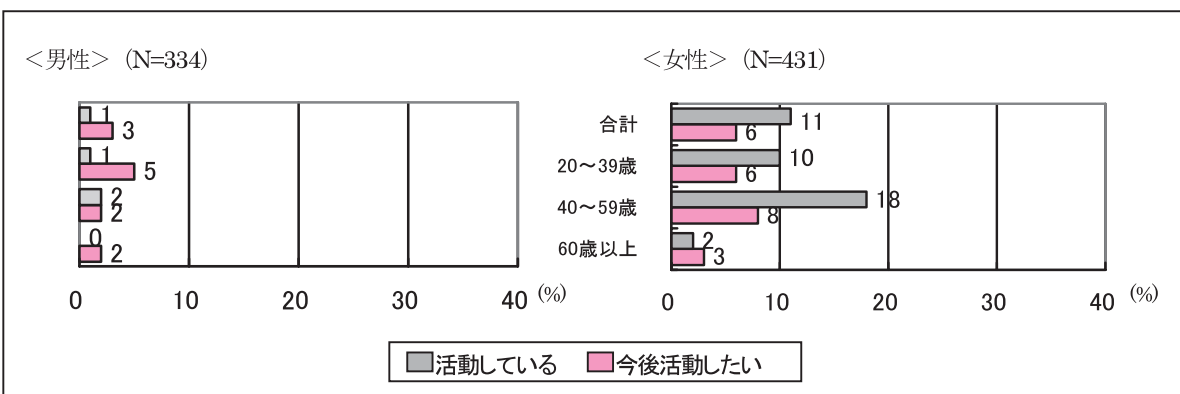
(2) 社会・地域活動への参画促進

図表 12 地方議員、首長等に占める女性の割合 (都)



資料:東京都議会調べ:平成17年7月現在  
東京都区市長会調べ:平成18年1月現在  
東京都町村長会調べ:平成18年1月現在

図表 13 性・年齢階級別のPTA活動参加状況

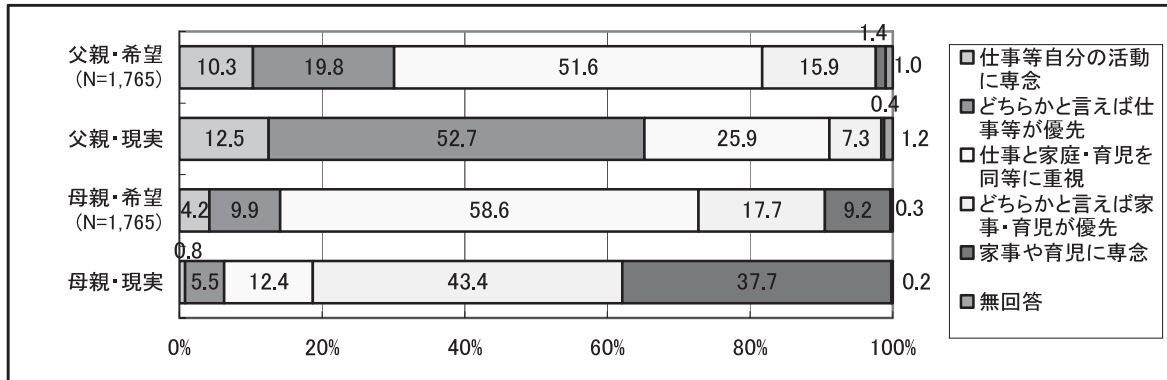


資料:東京都生活文化局「家庭と社会生活に関する都民の意識調査報告書」(平成17年3月)

(3) 仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現

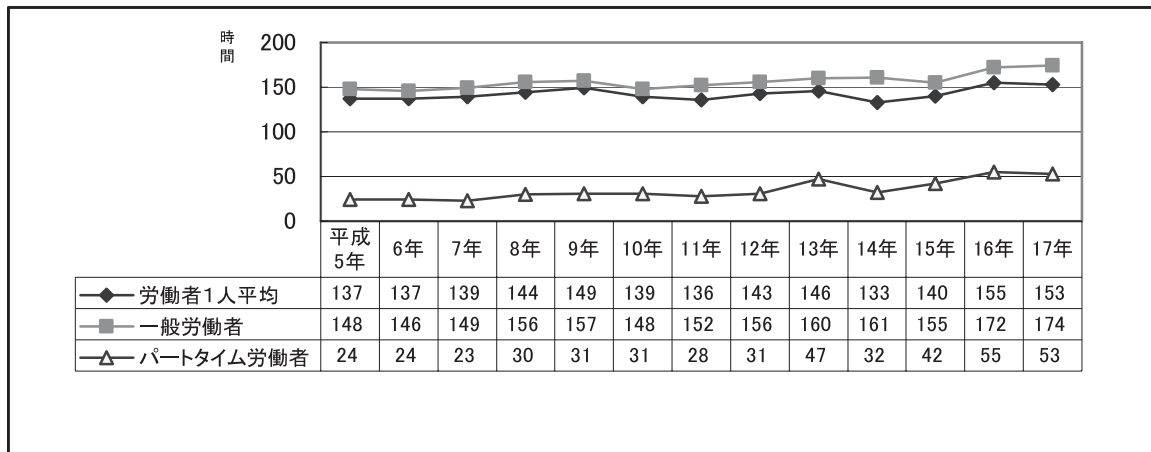
① 「仕事と生活の調和」(ワーク・ライフ・バランス)の実現

図表 14 仕事と家庭・育児の優先度の希望と現実



資料: (株)UFJ総合研究所「子育て支援策等に関する調査研究」(平成15年) 平成15年3月厚生労働省委託調査

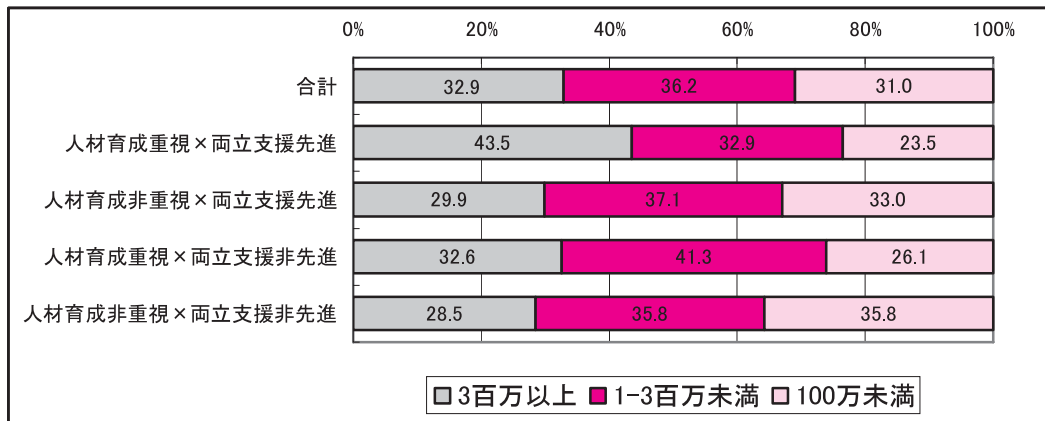
図表 15 東京における就業形態別年間所定外労働時間の推移



注: 事業所規模 30人以上を対象

資料: 東京労働局「平成18年度 東京の労働時間の現状」(厚生労働省「毎日勤労統計調査」より)

図表 16 人材育成策・両立支援策と企業業績(従業員一人当たり経常利益)の関係



資料: 厚生労働省「両立支援と企業業績に関する調査・分析の概要」



## ② 子育てに対する支援

図表 17 育児休業取得率（都）

	女性	男性
①出産者数（男性は配偶者が出産）	1,704人	4,935人
②育児休業取得者数	1,479人	19人
③育児休業取得率	86.8%	0.39%

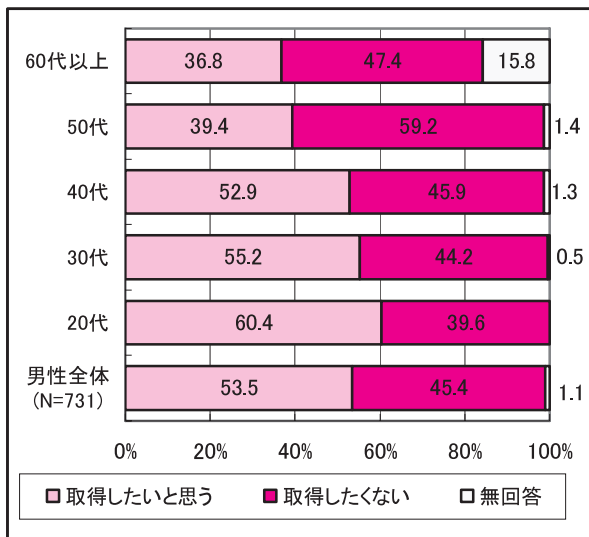
注：③育児休業取得率＝②育児休業取得者数／①出産者数×100

※①H16.4.1～H17.3.31の期間の間に出生した人数

※②上記のうち、H17.9.1までに育児休業を開始した人数

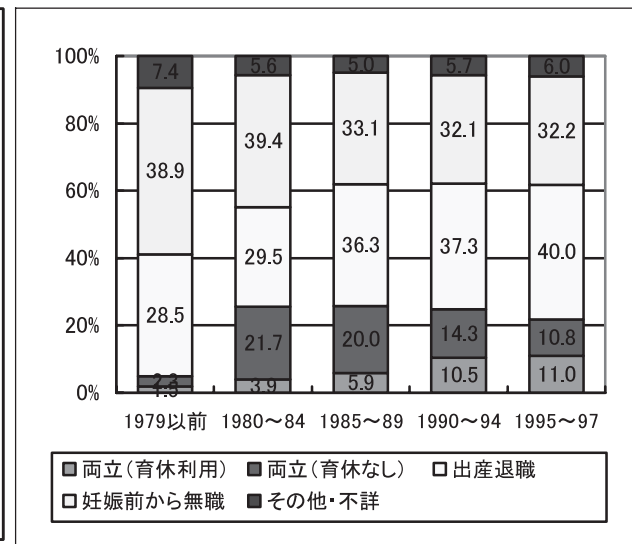
資料：東京都産業労働局「平成17年度 東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

図表 18 男性の育児休業取得の希望（都）



資料：東京都産業労働局「平成17年度東京都男女雇用平等参画状況調査結果報告書」

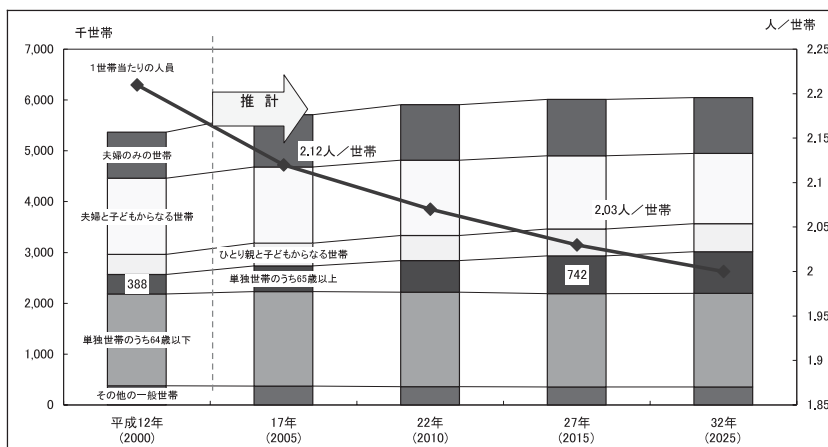
図表 19 結婚年次別出産前後の女性の就業状況の変化



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」2002年

## ③ 介護・高齢者に対する支援

図表 20 世帯数の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)」(平成17年8月推計)

図表 21 ライフステージ別に見た回答者自身の「短時間正社員」に対する希望

	子どもが 未就学	子どもが 小・中学 生	子どもが 高校・大 学生	子どもが 自立	介護必要	高齢期	学習活動	社会活動
全体	56.0	54.5	33.6	31.1	70.3	71.0	71.6	67.2
男	42.1	29.8	14.9	20.3	70.6	72.0	73.1	66.5
女	69.8	78.9	52.0	41.8	70.1	70.1	70.1	68.0

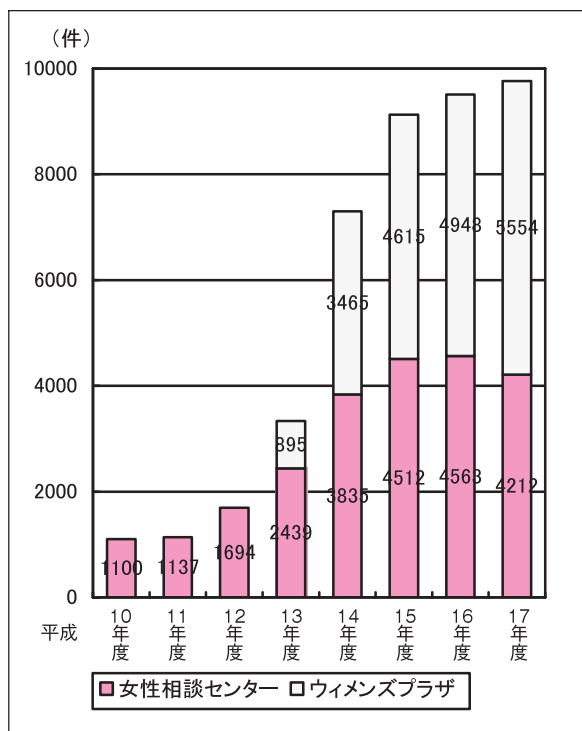
資料:厚生労働省「多様就業型ワークシェアリング制度導入意識調査・制度導入実態調査」(平成 16 年)

## 第2章 人権が尊重される社会の形成

### (1) 男女平等参画を阻害する暴力への取組

#### ① 配偶者等からの暴力の防止

図表 22 ウィメンズプラザと女性相談センターの  
配偶者暴力に係る相談件数の推移

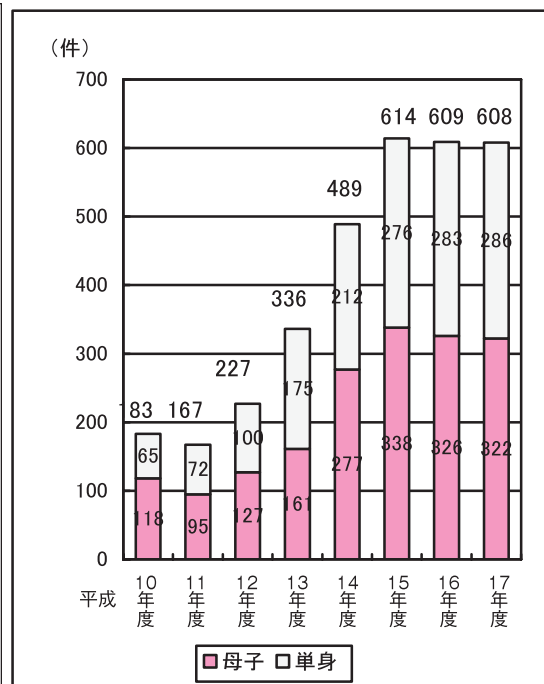


注1:ウィメンズプラザでは、平成13年度から「配偶者からの暴力」の項目で統計を取り始めた。

注2:女性相談センターの平成9年度と10年度は、「夫の暴力・酒乱」、11年度から「配偶者からの暴力」となっている。

資料:東京都生活文化局調べ

図表 23 配偶者暴力による一時保護所利用者数の推移



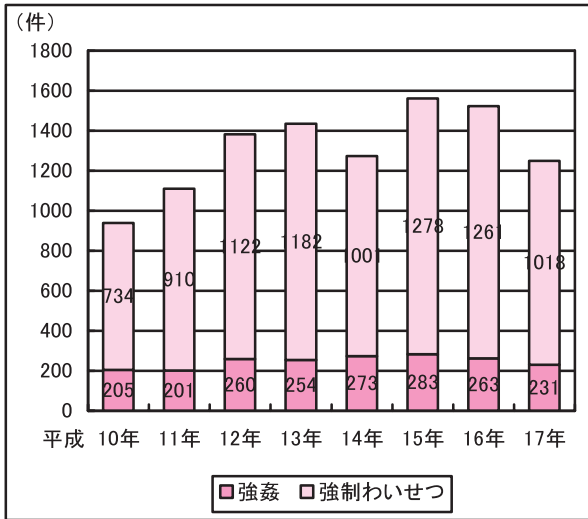
注1:女性相談センターがかわった利用者数

注2:母子、単身の別は、入所時の状況による区分となっている。

資料:東京都生活文化局調べ

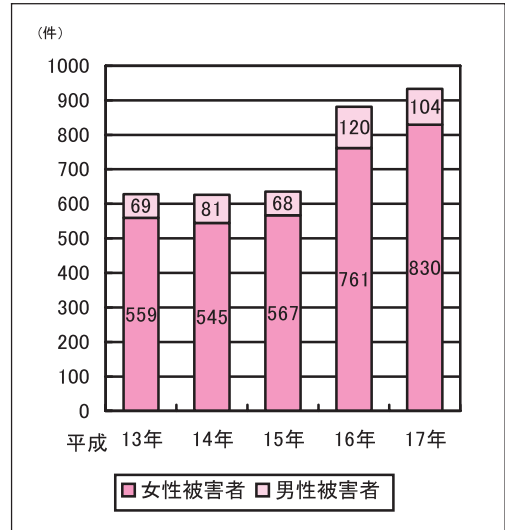
② 性暴力・ストーカー等の防止

図表 24 性犯罪（強姦・強制わいせつ）の認知件数（都）



資料:警視庁「警視庁の統計」(各年)

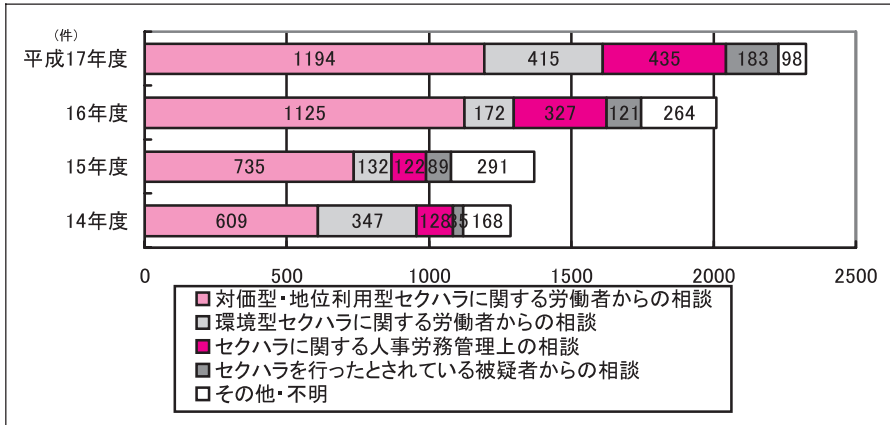
図表 25 ストーカー行為等による相談件数（都）



資料:警視庁「警視庁の統計」(各年)

③ セクシュアル・ハラスメントの防止

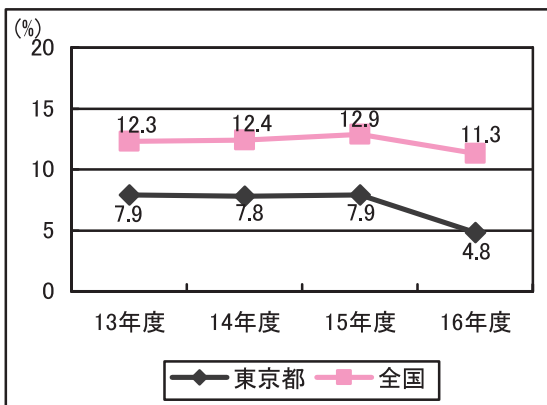
図表 26 セクハラ労働相談件数の推移（都）



資料:東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」(平成17年度)

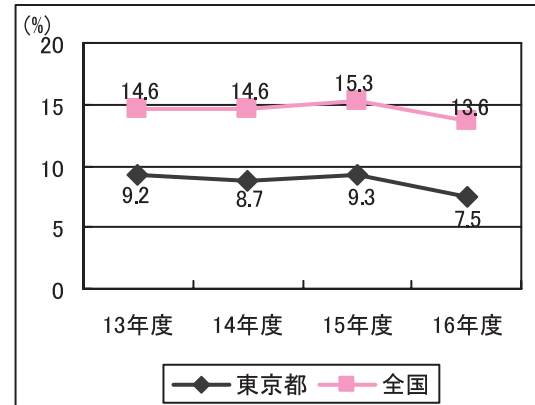
(2) 生涯を通じた男女の健康支援

図表 27 乳がん検診受診率の推移（都・全国）



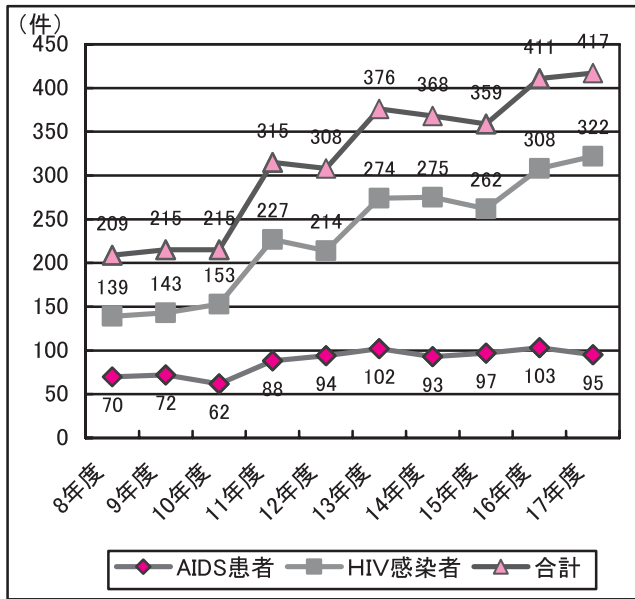
資料:厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

図表 28 子宮がん検診受診率の推移（都・全国）



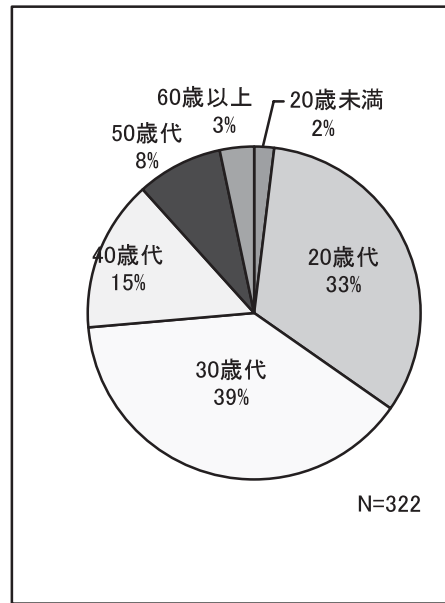
資料:厚生労働省「地域保健・老人保健事業報告」

図表 29 HIV感染者及びAIDS患者の発生動向（都）

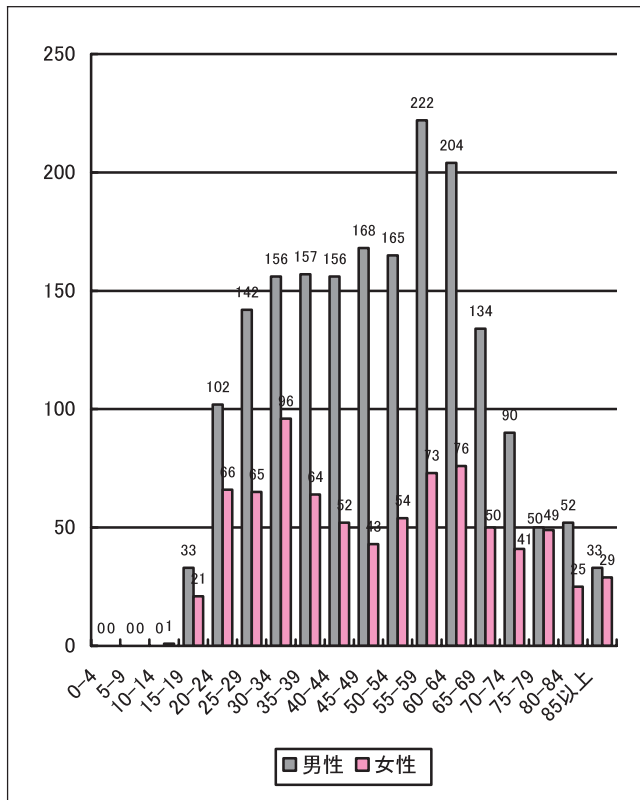


資料: 平成 17 年東京都の HIV 感染者・AIDS 患者の動向及び検査・相談事業の実績

図表 30 HIV感染者の年齢別割合（都）

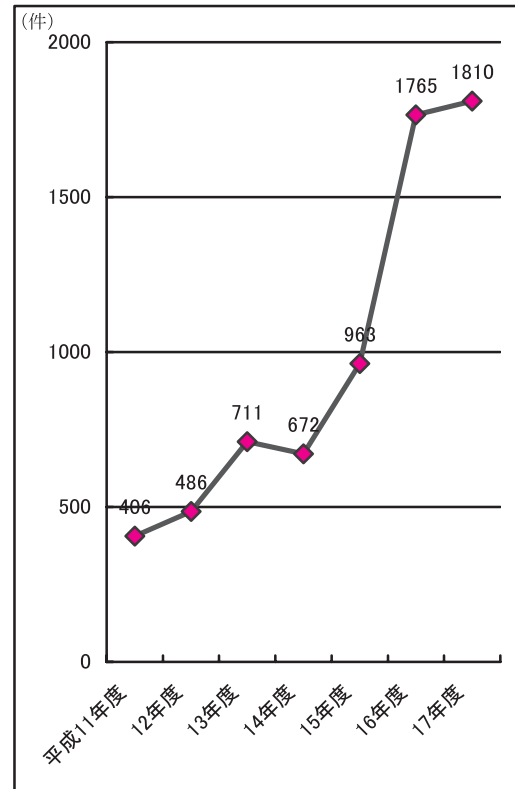


図表 31 性・年齢階級別自殺死亡数（都）



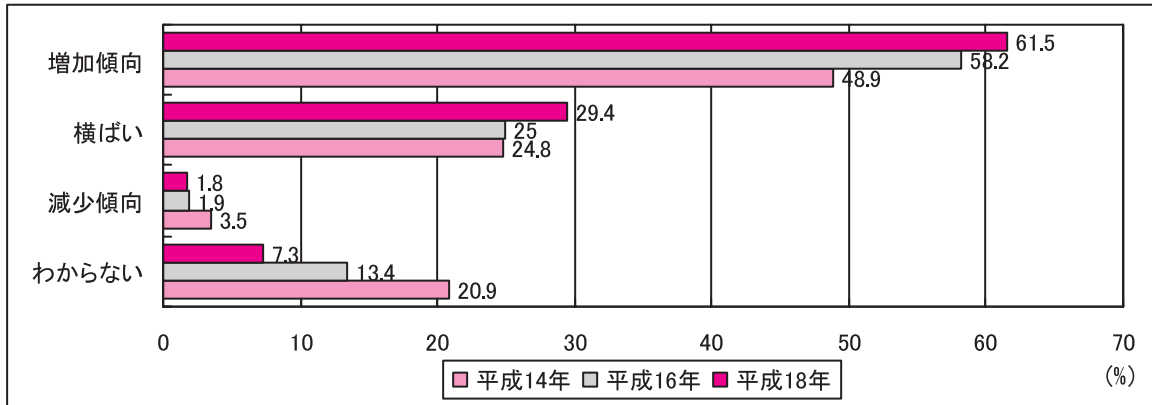
資料: 東京都福祉保健局「人口動態統計年報(平成 17年)」

図表 32 メンタルヘルス労働相談の推移（都）



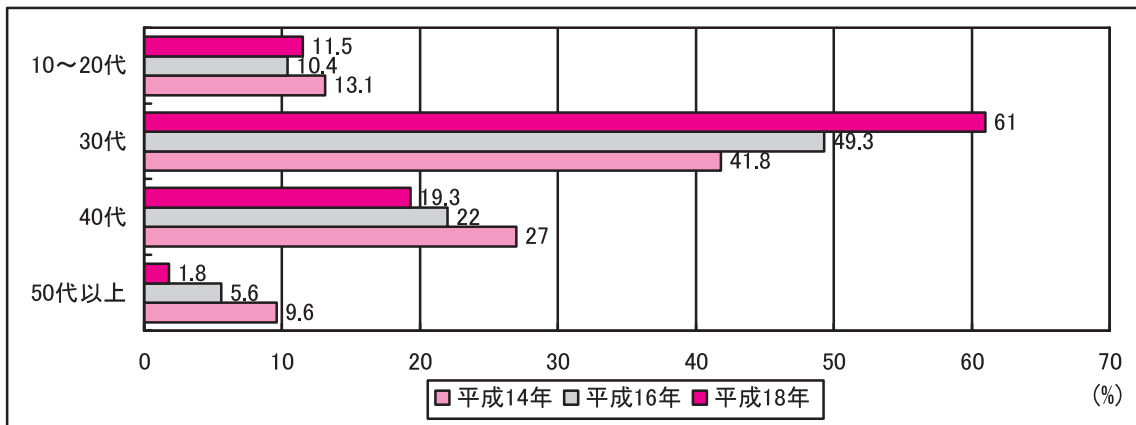
資料: 東京都産業労働局「労働相談及びあっせんの概要」  
(平成 17 年度)

図表 33 心の病の増減傾向 時系列変化



資料: (財)社会経済生産性本部メンタル・ヘルス研究所『メンタル・ヘルスの取り組み』に関する企業アンケート調査

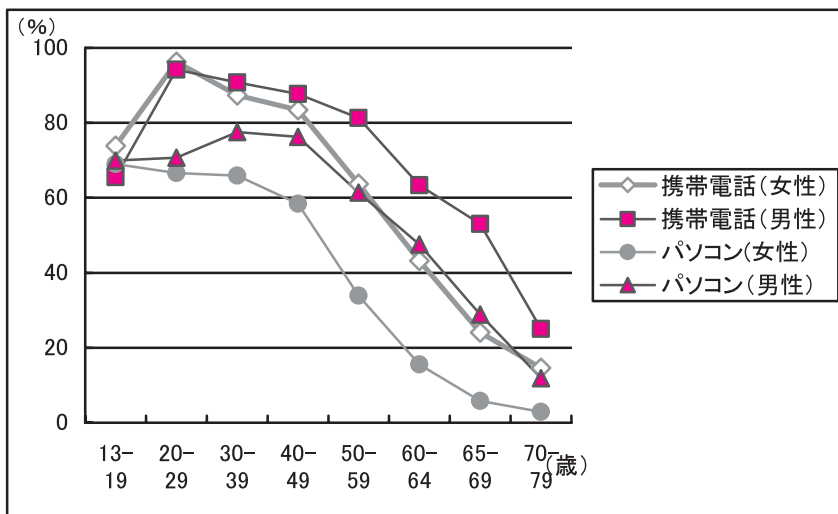
図表 34 心の病の最も多い年齢層 時系列変化



資料: (財)社会経済生産性本部メンタル・ヘルス研究所『メンタル・ヘルスの取り組み』に関する企業アンケート調査

(3) 男女平等参画とメディア

図表 35 性・年齢階級別にみた情報関連機器の利用率 (全国)

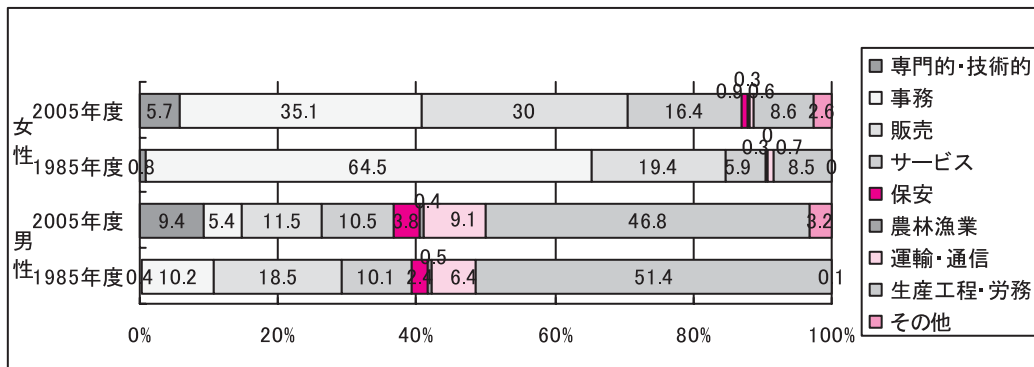


資料: 総務省「通信利用動向調査(平成16年)」

### 第3章 男女平等参画を推進する社会づくり

#### (1) 教育・学習の充実

図表 36 高等学校卒業後の就職者の職業分類（都）

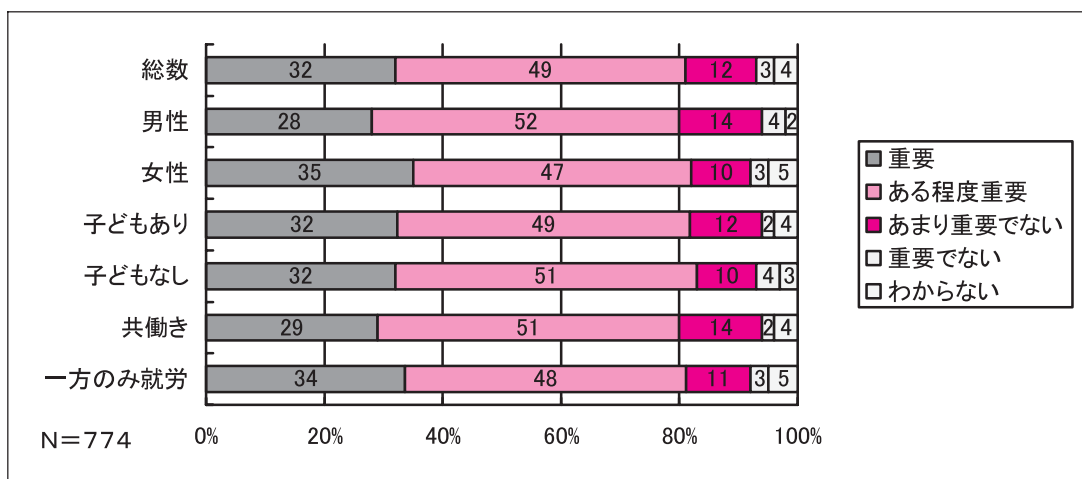


資料: 文部科学省「学校基本調査」(各年)

#### (2) 普及・広報の充実

##### ① 情報・交流の推進

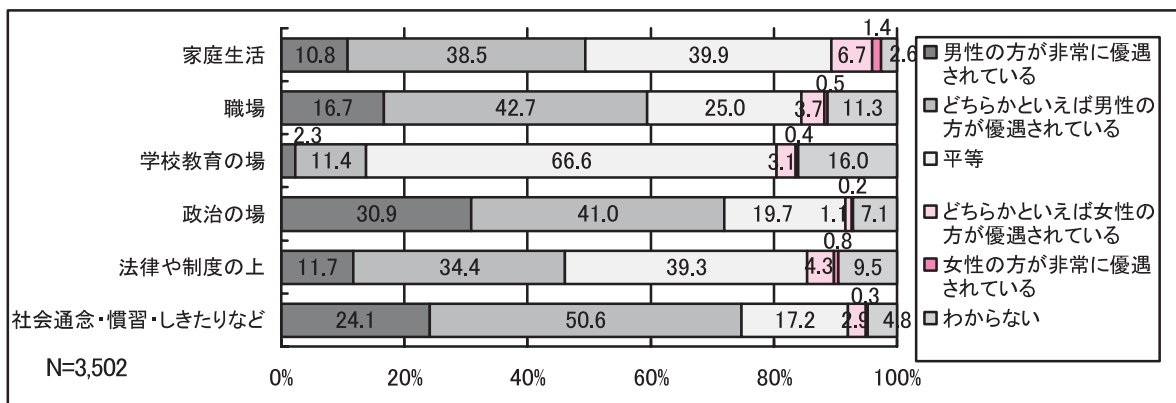
図表 37 男女平等参画を推進するための情報提供（都）



資料: 東京都生活文化局「家庭と社会生活に関する都民の意識調査」(平成17年3月)

##### ② 社会制度・慣行の見直し

図表 38 各分野の男女の地位の平等感（全国）



資料: 内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(平成16年11月調査)

# 1. 東京都男女平等参画基本条例

## 目次 前文

- 第1章 総則（第1条—第7条）
  - 第2章 基本的施策（第8条—第11条）
  - 第3章 男女平等参画の促進（第12条・第13条）
  - 第4章 性別による権利侵害の禁止（第14条）
  - 第5章 東京都男女平等参画審議会（第15条—第19条）
- 附則

男性と女性は、人として平等な存在である。男女は、互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重しなければならない。

東京都は、男女平等施策について、国際社会や国内の動向と協調しつつ、積極的に推進してきた。長年の取組により男女平等は前進してきているものの、今なお一方の性に偏った影響を及ぼす制度や慣行などが存在している。

本格的な少子高齢社会を迎え、東京が今後も活力ある都市として発展するためには、家庭生活においても、社会生活においても、男女を問わず一人一人に、その個性と能力を十分に発揮する機会が確保されていることが重要である。男女が社会の対等な構成員として社会のあらゆる分野の活動に共に参画することにより、真に調和のとれた豊かな社会が形成されるのである。

すべての都民が、性別にかかわらず個人として尊重され、男女が対等な立場であらゆる活動に共に参画し、責任を分かち合う男女平等参画社会の実現を目指し、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、男女平等参画の促進に関し、基本理念並びに東京都（以下「都」という。）、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、都の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等参画の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「男女平等参画施策」という。）を総合的かつ効果的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 男女平等参画 男女が、性別にかかわらず個人として尊重され、及び一人一人にその個性と能力を発揮する機会が確保されることにより対等な立場で社会のあらゆる分野における活動に共に参画し、責任を分かち合うことをいう。
- 二 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- 三 セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。

### （基本理念）

第3条 男女平等参画は、次に掲げる男女平等参画社会を基本理念として促進されなければならない。

- 一 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- 二 男女一人一人が、自立した個人としてその能力を十分に発揮し、固定的な役割を強制されることなく、自己の意思と責任により多様な生き方を選択することができる社会
- 三 男女が、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動及び政治、経済、地域その他の社会生活における活動に対等な立場で参画し、責任を分かち合う社会

### （都の責務）

第4条 都は、総合的な男女平等参画施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 都は、男女平等参画施策を推進するに当たり、都民、事業者、国及び区市町村（特別区及び市町村をいう。以下同じ。）と相互に連携と協力を図ることができるよう努めるものとする。

### （都民の責務）

第5条 都民は、男女平等参画社会について理解を深め、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 都民は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

### （事業者の責務）

第6条 事業者は、その事業活動に関し、男女平等参画の促進に努めなければならない。

2 事業者は、都が行う男女平等参画施策に協力するよう努めなければならない。

### （都民等の申出）

第7条 都民及び事業者は、男女平等参画を阻害すると認められること又は男女平等参画に必要と認められることがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けたときは、男女平等参画に資するよう適切に対応するものとする。

## 第2章 基本的施策

### (行動計画)

第8条 知事は、男女平等参画の促進に関する都の施策並びに都民及び事業者の取組を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、行動計画を策定するに当たっては、都民及び事業者の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。

3 知事は、行動計画を策定するに当たっては、あらかじめ東京都男女平等参画審議会及び区市町村の長の意見を聴かなければならない。

4 知事は、行動計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

5 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

### (情報の収集及び分析)

第9条 都は、男女平等参画施策を効果的に推進していくため、男女平等参画に関する情報の収集及び分析を行うものとする。

### (普及広報)

第10条 都は、都民及び事業者の男女平等参画社会についての理解を促進するために必要な普及広報活動に努めるものとする。

### (年次報告)

第11条 知事は、男女平等参画施策の総合的な推進に資するため、男女平等参画の状況、男女平等参画施策の実施状況等について、年次報告を作成し、公表するものとする。

## 第3章 男女平等参画の促進

### (決定過程への参画の促進に向けた支援)

第12条 都は、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の決定過程への男女平等参画を促進するための活動に対して、情報の提供その他必要な支援を行うよう努めるものとする。

### (雇用の分野における男女平等参画の促進)

第13条 事業者は、雇用の分野において、男女平等参画を促進する責務を有する。

2 知事は、男女平等参画の促進に必要と認める場合、事業者に対し、雇用の分野における男女の参画状況について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女の参画状況について公表するものとする。

4 知事は、第2項の報告に基づき、事業者に対し、助言等を行うことができる。

## 第4章 性別による権利侵害の禁止

第14条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 家庭内等において、配偶者等に対する身体的又は精神的な苦痛を著しく与える暴力的行為は、これを行ってはならない。

## 第5章 東京都男女平等参画審議会

### (設置)

第15条 行動計画その他男女平等参画に関する重要事項を調査審議するため、知事の附属機関として東京都男女平等参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第16条 審議会は、知事が任命する委員25人以内をもって組織する。

2 委員は、男女いずれか一方の性が委員総数の四割未満とならないように選任しなければならない。

### (専門委員)

第17条 専門の事項を調査するため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

### (委員の任期)

第18条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 専門委員の任期は、専門の事項に関する調査が終了するまでとする。

### (運営事項の委任)

第19条 この章に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

## 附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。



## 2. 東京都男女平等参画を進める会設置要綱

平成13年8月23日  
13 生文総参第91号決定  
平成14年1月29日  
13 生文総参第183号一部改正  
平成14年4月1日  
14 生文総参第1号一部改正  
平成16年4月1日  
16 生都参青第5号一部改正  
平成19年3月12日  
19 生都男女第179号一部改正

### (設置目的)

第1 東京都男女平等参画基本条例第8条に基づく行動計画（以下「行動計画」という。）の策定及び推進に関して、都民、事業者と都が連携、協力して取り組む場として「東京都男女平等参画を進める会」（以下「進める会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2 進める会の検討事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 行動計画における都民及び事業者の取組に関すること。
- (2) 行動計画の実施状況に関すること。
- (3) 行動計画の推進における都民、事業者と東京都の連携、協力に関すること。

### (構成)

第3 進める会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 別表に掲げる関係機関・団体の推薦を得て東京都生活文化スポーツ局長が委嘱する者
- (2) 学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）3名以内

### (任期)

第4 委員の任期は、委嘱の日から2年間とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

### (コーディネーター)

第5 進める会の円滑な運営を図るために、コーディネーターとして、学識経験者を充てる。

- 2 コーディネーターは、事務局と協力して進める会の運営にあたるものとする。
- 3 コーディネーターは、検討事項について、専門的な立場から意見を述べるものとする。

### (事務局)

第6 事務局は、生活文化スポーツ局都民生活部に置く。

- 2 進める会の会務は、事務局において処理する。

### (招集等)

第7 進める会は、事務局が招集する。

- 2 進める会の運営上、必要があるときは、進める会に委員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第8 進める会の会議は公開とする。ただし、進める会の決定により非公開とすることができる。

- 2 会議録等は、公開するものとする。

### (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、進める会の運営に関して必要なことは、事務局が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成13年9月13日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年1月29日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 3. 東京都男女平等参画を進める会委員名簿

団体推薦

(平成19年3月現在)

団体名	委員名	
東京都商工会議所連合会	東京商工会議所 常務理事	茂 木 洋
東京都商工会連合会	事務局長	山 崎 宮 治
東京経営者協会	常務理事・事務局長	秀 野 政 雄
東京都中小企業団体中央会	事務局長	石 井 敏 雄
社団法人東京青年会議所	事務局長	鈴 木 和 仁
社団法人東京工業団体連合会	専務理事	遠 藤 貞 夫
東京都商店街振興組合連合会	女性部副部長	斉 木 郁 子
JA東京女性組織協議会	会長	都 築 千 代 子
社団法人日本書籍出版協会	専務理事	山 下 正
社団法人日本雑誌協会	専務理事	勝 見 亮 助
社団法人東京都医師会	副会長	内 藤 裕 郎
社団法人東京都看護協会	専務理事	吉 村 知 子
東京都私立幼稚園連合会	事務局長	関 正 子
東京都私立幼稚園PTA連合会	会長	月 本 喜 久
東京私立初等学校協会	理事	児 玉 秀 夫
東京私立初等学校父母の会連合会	理事	毛 塚 真 美
社団法人日本私立大学連盟	常務理事	後 藤 祥 子
社団法人東京都専修学校各種学校協会	副会長	千 葉 茂
東京都公立幼稚園PTA連絡協議会	副会長	渡 辺 克 子
社団法人東京都小学校PTA協議会	会長	新 谷 珠 恵
東京都公立中学校PTA協議会	総務財政委員長	穂 積 雅 光
東京都公立高等学校PTA連合会	副会長	古 川 廣 美
東京都公立高等学校定通PTA連合会	理事	清 宮 一 枝
東京都心身障害教育学校PTA連合会	副会長	北 村 佳 枝
日本労働組合総連合会東京都連合会	連合東京労働局部長	真 島 明 美
特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟	理事・研修部長	大 北 恭 子
東京都生活協同組合連合会	東京都生協連理事	河 野 恵 美 子
社団法人被害者支援都民センター	相談支援室長	望 月 廣 子
国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン	人権女性の地位委員会委員長	鈴 木 淑 子
特定非営利活動法人NPOサポートセンター	理事長	山 岸 秀 雄
東京ボランティア・市民活動センター	副所長	安 藤 雄 太

学識経験者

実践女子大学人間社会学部教授	鹿 嶋 敬
立教大学社会学部教授	庄 司 洋 子

## 4. 東京都男女平等参画を進める会構成団体の概要

### 1 東京都商工会議所連合会

東京（23区内）と八王子、武蔵野、青梅、立川、むさし府中、町田、多摩の都内 8 つの商工会議所で構成している連合会。

### 2 東京都商工会連合会

多摩地域の 21 商工会と島しょ地域の 6 商工会で構成している連合会。約 35,000 の事業所が参加している。

### 3 東京経営者協会

人事・労務・経営分野を機軸とした総合経済団体。現在、都内に約 1,700 の会員を擁しており、企業経営の立場から労働経済に関する諸問題や人事労務管理、教育問題、雇用問題、環境問題等に関する諸テーマに取り組んでいる。また、東京都ならびに国政に対して提案要請をしている。

### 4 東京都中小企業団体中央会

中小企業者で組織された業界団体の中央組織で、約 2,000 の地域業種団体で構成。約 320,000 人の中小企業者が加入している。中小企業支援のための団体で、中小企業の組織化の推進やその連携を進めている。

### 5 社団法人東京青年会議所

「明るい豊かな社会の実現」を理念に掲げて、様々な活動・運動を行っている。全国組織として、「日本青年会議所」がある。23 区内に在住もしくは在勤で、年齢が 25 歳から 40 歳の者で構成されており、人種・国籍・性別・職業・宗教・思想の別なく、個々の意思により、自由に入会できる。

### 6 社団法人東京工業団体連合会

会員は都内の工業経営者で組織する団体で、現在 40 の団体が加盟している。「業種を超えた地域工業団体の連合組織」として、地域の協会の活動を支援している。

### 7 東京都商店街振興組合連合会

商店街が形成されている地域内の小売商業、サービス業等を営む事業者が相互扶助の精神をもって団結し、協同して環境整備事業や販売促進活動等の協同経済事業を行いながら、事業者の事業の健全な発展と公共の福祉の増進を図っていくことを目的としている組合である。商店街近代化資料等の配布など商店街指導に関する事業や連合会の青年部、女性部の設立促進事業などの組織化に関する事業などを行っている。

### 8 JA 東京女性組織協議会

JA（農業協同組合）は、農家及び地域の人々を組合員とする協同組織。都内で約 9,100 名の会員を擁している。JA の協同活動を支援することや住みよい地域社会づくりを目的として組織されたもの。

### 9 社団法人日本書籍出版協会

当協会は 1957 年 3 月、出版事業の健全な発展と出版文化の向上に寄与する目的で書籍出版業者を中心に設立された、日本の出版界を代表する事業者団体である。当協会の運営は理事会のもと、知的財産権・流通・出版の自由・国際関係など 13 のテーマ別委員会を中心として、調査・研究・広報・事業活動を独自に、あるいは関連団体と連携して幅広い活動を行っている。現在、会員数は 480 社。

## 10 社団法人日本雑誌協会

「雑誌」の出版を通じて文化の発展を期するため、出版倫理の向上を図り、その他「雑誌」共通の利益を擁護することを目的として結成された。

## 11 社団法人東京都医師会

医学技術の発達普及と公衆衛生の向上を図り、社会の福祉を増進することを目的として、設立された。医学の振興、研鑽に関する事業をはじめとして、公衆衛生、学校保健、地域医療、地域福祉等の多分野にわたって事業を実施している。

## 12 社団法人東京都看護協会

保健師、助産師、看護師、准看護師が自主的に会員となって、会員の総意で運営している組織。会員数は約39,000人。会員自らの質の向上のための生涯教育や看護業務の調査活動、地域住民の健康支援、訪問看護事業、看護に関する情報提供などの活動に取り組んでいる。

## 13 東京都私立幼稚園連合会

都内私立幼稚園の提携協力によって、私立幼稚園の自主性と公共性を発揮し幼児教育の振興を図ることを目的としている。現在817園が加入している。幼児教育に関する調査研究、私立幼稚園の管理運営に関する調査活動、私立幼稚園教職員の資質向上などの事業を行っている。

## 14 東京都私立幼稚園PTA連合会

東京都私立幼稚園連合会に加盟している幼稚園のPTAの連合会。

## 15 東京私立初等学校協会

東京私立初等学校の提携協力によって初等教育の充実向上を図ることを目的として設立された。都内の私立初等学校53校が全部加盟。初等教育に関する調査研究や学校運営に関する研究調査、教職員の資質向上のための研修などを行っている。

## 16 東京私立初等学校父母の会連合会

東京私立初等学校協会に所属する初等学校の父母の会の連合会。

## 17 社団法人日本私立大学連盟

全国組織で、124大学で構成。私立大学の教育研究条件の充実向上と経営基盤の確立、教職員の福利厚生と学生生活の充実等を図るために、私立大学に関連するさまざまな事業に取り組んでいる。

## 18 社団法人東京都専修学校各種学校協会

東京都内私立専修学校・各種学校を代表する唯一の団体で、現在の会員数は387校で、専修学校・各種学校教育の充実・振興に努めている。

## 19 東京都公立幼稚園PTA連絡協議会

東京都公立幼稚園PTAが相互の連絡を密にし、幼稚園教育の振興を図ること及びPTA単位の活動やその連合体の健全な発展推進を図ることを目的に設立された。

## 20 社団法人東京都小学校PTA協議会

子どもたちの豊かな心と体の健全な育成を願い、研修と活動を展開して社会教育の振興、地域社会の教育の向上に寄与するために、各地区PTA連合組織との連携を緊密に図って、PTA活動の活性化と、家庭・地域の教育力の向上を目指すために設立された。

## 2 1 東京都公立中学校 PTA 協議会

PTA の健全な発展を推進して、青少年の健全な成長を図ることを目的として設立された。

## 2 2 東京都公立高等学校 PTA 連合会

PTA の健全な発展と青少年の健全育成につとめ、各学区及び単位 PTA の相互間の連絡・連携を密にして高等学校教育の振興に寄与することを目的に設立された。

## 2 3 東京都公立高等学校定通 PTA 連合

都内の定時制・通信制の公立高等学校 PTA の連合会。定時制・通信制の公立高等学校 PTA が連合して定時制・通信制の普及振興、生徒の福祉厚生等の活動を行っている。

## 2 4 東京都心身障害教育学校 PTA 連合会

心身障害教育学校の PTA の連合会。

## 2 5 日本労働組合総連合会東京都連合会

「連合」加盟の構成産業別組織の東京組織を基本に構成されており、組合員は約95万人で53の組織が加盟し活動している。

## 2 6 特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟

地域婦人団体の連絡協議機関として設立されたもの。共通の目的である男女平等の推進、青少年の健全育成、家庭生活並びに社会生活の刷新、高齢化社会への対応、地域社会の福祉増進、世界平和の確立などの実現につとめることを目的としている。全国組織として全国地域婦人団体連絡協議会がある。

## 2 7 東京都生活協同組合連合会

地域、職域、医療、大学、共済など会員生協（92 生協）連帯の中心となり、協同互助の精神によって、その事業経営と組合員活動の発展のために活動している。

## 2 8 社団法人被害者支援都民センター

犯罪被害者やその遺族に対する精神的支援その他各種支援活動及び社会への啓発活動を行うことで、被害者や遺族の被害の軽減や回復に資することを目的とする公益法人である。

## 2 9 国際ソロプチミストアメリカ日本東リジョン

管理職や専門職の地位にある女性達の奉仕団体である。国際ソロプチミストアメリカ連盟の傘下に国際ソロプチミスト日本が組み込まれており、東リジョンをはじめとして、5つのリジョンに分かれている。国際理解と友愛の精神を通して、女性の地位向上、人権擁護、平等、開発、平和をめざして活動している。

## 3 0 特定非営利活動法人 NPO サポートセンター

多様な市民活動への実践的な支援や、法制度の改革を含めた市民活動推進のための支援システムの開発・提言を行うことで、市民活動の定着とその基盤整備を目指して活動している。

## 3 1 東京ボランティア・市民活動センター

様々な分野のボランティア活動の躍進・支援を目的として設立されたもので、現在は、これに加えて、市民活動（市民たちが主体となり営利を目的とせず、他者や社会に対して貢献する活動）の推進・支援を行っている。

## 5. 男女共同参画社会基本法 (平成11年6月23日法律第78号)

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

前文

第1章 総則 (第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議 (第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む)

む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

**(地方公共団体の責務)**

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

**(国民の責務)**

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

**(法制上の措置等)**

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

**(年次報告等)**

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

**(男女共同参画基本計画)**

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

**(都道府県男女共同参画計画等)**

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

**(施策の策定等に当たっての配慮)**

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

**(国民の理解を深めるための措置)**

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

**(苦情の処理等)**

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

**(調査研究)**

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

**(国際的協調のための措置)**

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)**

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

**第3章 男女共同参画会議**

**(設置)**

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

**(所掌事務)**

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

**(組織)**

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

**(議長)**

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

**(議員)**

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

**(議員の任期)**

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

**(資料提出の要求等)**

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

**(政令への委任)**

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

**附則 抄**

**(施行期日)**

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

**(男女共同参画審議会設置法の廃止)**

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

**(経過措置)**

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第



2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

#### 附則（平成11年7月16日法律第102号） 抄

##### （施行期日）

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定  
公布の日

##### （職員の身分引継ぎ）

第3条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省（以下この条において「従前の府省」という。）の職員（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条の審議会等の会長又は委員長及び委員、中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びにこれらに類する者として政令で定めるものを除く。）である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省（以下この条において「新府省」という。）又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

##### （別に定める経過措置）

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

#### 附則（平成11年12月22日法律第160号） 抄

##### （施行期日）

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

# 6. 男女平等参画推進の主な動き

	[ 国 連 関 係 ]	[ 国 ]	[ 東 京 都 ]
1970年代	<p>1975年6月(昭50) 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「婦人の平等と開発と平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択</li> <li>○1976~85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言</li> </ul> <p>○ <b>世界行動計画</b> 採択</p>	<p>1975年9月(昭50) 総理府婦人問題担当室設置</p> <p>1977年1月(昭52) <b>国内行動計画</b> 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間:昭和52~61年度</li> </ul> <p>1977年10月(昭52) <b>国内行動計画前期重点目標</b> 発表</p>	<p>1976年8月(昭51) 都民生活局婦人計画課設置</p> <p>1978年5月(昭53) 東京都婦人問題会議答申 「東京都行動計画策定に当たっての基本的な考え方と施策の方向性について」</p> <p>1978年11月(昭53) <b>婦人問題解決のための東京都行動計画</b> 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間:昭和54~60年度</li> </ul>
	<p>1979年12月(昭54) <b>女子差別撤廃条約</b></p> <p>第34回国連総会で採択 (1981年9月発効)</p>		
	<p>1980年7月(昭55) 「国連婦人の10年」1980年世界会議 (コペンハーゲン)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○サブテーマ「雇用・健康・教育」</li> <li>○女子差別撤廃条約署名式(57か国)</li> </ul> <p>○ <b>国連婦人の10年後半期行動プログラム</b> 採択</p>	<p>1980年7月(昭55)署名</p> <p>1981年5月(昭56) <b>国内行動計画後期重点目標</b> 決定</p> <p>1985年6月(昭60)批准(72番目)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業法 成立(1975) (女子教育職員、看護婦、保母等のみ対象)</li> <li>・民法 一部改正(1976) (離婚時の氏使用可能等)</li> <li>・国籍法、戸籍法、一部改正・施行(1984) (父系血統主義から父母両系血統主義へ)</li> <li>・男女雇用機会均等法 成立(1985)</li> </ul> <p>1987年5月(昭62) <b>西暦2000年に向けての新国内行動計画</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間:昭和62年~75年度(平成12)</li> </ul>	<p>1982年7月(昭57) 東京都婦人問題協議会答申 「『国連婦人の10年』後半期における東京都婦人関係施策のあり方について」</p> <p>1983年1月(昭58) <b>婦人問題解決のための新東京都行動計画「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」</b> 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間:昭和58~65年度(平成2年度)</li> </ul> <p>東京都婦人問題協議会報告 「男女平等の社会的風土づくり」(1985年2月)</p> <p>「21世紀へ向けての新たな展開」(1987年3月)</p> <p>「21世紀へ向け男女平等の実現をめざして」 (1989年3月)</p>
	<p>1981年2月(昭56) ILO第156号条約 (家族的責任を有する労働者条約)</p> <p>第67回ILO総会で採択 (1981年9月発効)</p> <p>1985年7月(昭60) 「国連婦人の10年」最終年世界会議(ナイロビ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2000年までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議</li> </ul> <p>○ <b>婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略(372項目)</b> 採択</p>		
1990年代	<p>1990年3月(平成2) <b>ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論</b></p>		<p>1990年7月(平成2) 東京都女性問題協議会報告 「21世紀へ向け女性問題解決のための新たな行動計画の策定について」</p> <p>1991年3月(平成3) <b>女性問題解決のための東京都行動計画「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」</b> 策定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間:平成3~12年度</li> </ul> <p>1991年4月(平成3) 東京都男女平等推進基金設置</p> <p>1991年5月(平成3) <b>西暦2000年に向けての新国内行動計画第一次改定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○計画期間:平成3~7年度</li> </ul> <p>1992年12月(平成4) 婦人問題担当大臣設置</p> <p>1992年7月(平成4) 財団法人東京女性財団設立 東京都女性問題協議会報告 「男女平等の社会的風土づくり」(1993年3月)</p> <p>1994年7月(平成6) 総理府男女共同参画室設置</p> <p>「都政における男女平等施策の新たな展開に向けて」 (1995年3月)</p>

	〔国連関係〕	〔国〕	〔東京都〕
	<p>1994年9月 世界人口・開発会議(カイロ) ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した行動計画を採択</p> <p>1995年9月(平成7) 第4回世界女性会議(北京)</p> <p>行動綱領 採択</p>	<p>1995年6月批准(23番目) ○育児休業法 成立(1991) ○育児・介護休業法 成立(1995) (介護休業制度を法制化。 平成11年からは休業の制度化が事業主の義務)</p> <p>1996年12月(平成8) 男女共同参画 2000年プラン ○計画期間:平成12年度まで</p> <p>1997年6月(平成9) ・男女雇用機会均等法 改正 (一部を除き平成11年4月1日施行 差別解消努力義務から差別禁止規定へ セクハラ防止、ポジティブアクションへの対応) ・労働基準法 一部改正 (女性の時間外・休日労働、 深夜業規制を解消等) ・育児・介護休業法 一部改正 (労働者の深夜業制限の制度創設)</p> <p>1999年6月(平成11) 男女共同参画社会基本法 成立・施行</p>	<p>1995年11月(平成7) 東京ウィメンズプラザ開館</p> <p>1997年11月(平成9) 東京都女性問題協議会報告 「男女が平等に参画するまち東京」</p> <p>1998年3月(平成10) 男女平等推進のための東京都行動計画 「男女が平等に参画するまち東京プラン」 策定 ○計画期間:平成10~19年度</p> <p>1998年8月(平成10) 東京都女性問題協議会報告 「男女平等参画の推進に関する条例の 基本的な考え方について」</p>
2000年代	<p>2000年6月(平成12) 国連特別総会 「女性2000年会議」(ニューヨーク)</p>	<p>2000年12月(平成12) 「男女共同参画基本計画」 ○計画期間(施策):平成13~17年度まで</p> <p>2001年1月(平成13) 内閣府男女共同参画局設置</p> <p>2001年4月(平成13) 配偶者暴力防止法 成立</p> <p>2003年7月(平成15) 次世代育成支援対策推進法の成立</p> <p>2004年6月(平成16) 配偶者暴力防止法 一部改正 (暴力に精神的暴力を含め、対象に元配偶者 も含める、子への接近禁止命令を可能に)</p> <p>2004年12月(平成16) 育児・介護休業法 一部改正 (対象者の拡大、育休期間延長、介護休業の取得 回数制限の緩和、子の看護休暇創設)</p> <p>2005年12月(平成17) 男女共同参画基本計画(第2次) ○計画期間(施策):平成18~22年度まで</p> <p>2006年6月(平成18) 男女雇用機会均等法 改正 (男女双方に対する差別の禁止、間接差別の禁止 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、 セクハラ対策の措置義務化)</p>	<p>2000年3月(平成12) 東京都男女平等参画基本条例 成立・施行</p> <p>2001年7月(平成13) 東京都男女平等参画審議会答申 「男女平等参画のための東京都行動 計画の基本的考え方」</p> <p>2002年1月(平成14) 男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&amp;サポート東京プラン 2002」 策定 ○計画期間:平成14~18年度</p> <p>2002年4月(平成14) 配偶者暴力相談支援センター業務を開始</p> <p>2002年12月(平成14) 財団法人東京女性財団解散</p> <p>2003年3月(平成15) 東京都男女平等推進基金廃止</p> <p>2004年7月(平成16) 東京都男女平等参画審議会調査審議報告 「配偶者暴力に関する被害実態の把握・分析 及び対策について」</p> <p>2005年4月(平成17) 「次世代育成支援 東京都行動計画」策定</p> <p>2006年3月(平成18) 東京都配偶者暴力対策基本計画」策定 ○計画期間:平成18~20年度</p> <p>2006年12月(平成18) 東京都男女平等参画審議会答申 「男女平等参画のための東京都行動計画の改定 にあたっての基本的考え方について」</p> <p>2007年3月(平成19) 男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&amp;サポート東京プラン 2007」 策定 ○計画期間:平成19~23年度</p>

男女平等参画のための東京都行動計画  
「チャンス&サポート東京プラン 2007」

平成 19年3月発行

登録番号 (18) 76

編集・発行 東京都生活文化局都民生活部男女平等参画室  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
東京都新宿区西新宿 2-8-1  
電話 03(5388)3189 *ダイヤルイン*  
印刷所 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会事業局  
所在地 東京都千代田区外神田 1-1-5  
電話 03(3251)9441



古紙配合率100%再生紙を使用しています  
石油系溶剤を含まないインキを使用しています